

第1章 第2期鳴門市地域福祉活動計画策定にあたって

1 地域福祉とは

地域福祉とは、地域で生活する人が健康で安心して暮らしていけるように支援するための活動や施策のことで、高齢者や障がい者、子育て世代など、地域に住むすべての人たちの日常生活を支援することを目的としています。

具体的には、介護サービスや子育て支援、世代間交流の場の提供、住民参加型のイベント、また、地域コミュニティの形成を促すための活動など、様々な世代や立場の方々を支援する取り組みが挙げられます。実際の取り組みを進めるにあたっては、地域の課題やニーズに応じて、地域で生活をしている住民が主体となって計画し、実行していくことが重要です。

2 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動は、地域福祉の推進と充実を図るための「地域での支え合いや助け合いによる活動」です。

地域福祉活動計画とは、この活動を地域住民が主体となって進めていくための計画で、市町村社会福祉協議会が地域の方々との協働により策定するものです。策定した後は、地域の個人や団体、社会福祉協議会や行政などとともに協力し合いながら地域福祉を推進していくことが求められています。

3 社会的背景と計画策定の意義

近年、少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加、地域における昼間人口の減少など、社会構造の変化と共に地域での人間関係の希薄化が進んでいます。また、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式など、生活環境に大きな変化が生じていま

す。さらに、８０５０問題（８０代の親と引きこもる５０代の子の孤立化）、貧困の連鎖、老老介護、ヤングケアラー、虐待（子ども・高齢者・パートナー間）などの深刻な福祉課題も生じてきており、福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでいます。

困りごとの解決に向けた行動が起こせない、自ら声を上げられない、誰にも相談できないなど、生活上の困難を抱えた人たちに対し、同じ地域で生活している私たちは、これらの困りごとを自分のこととして考え、話を重ね、できることから取り組んでいく必要があります。

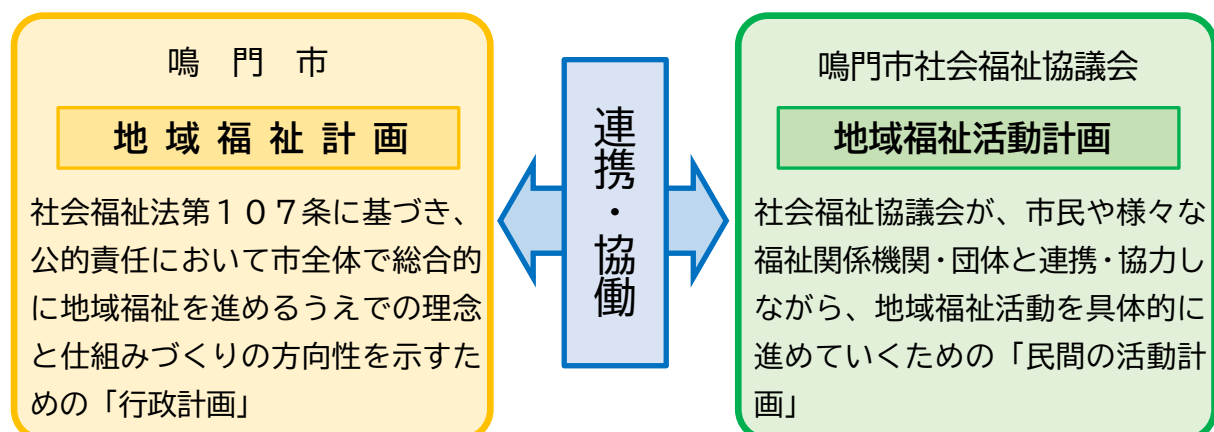
この「第２期鳴門市地域福祉活動計画」は、鳴門市が策定した「第２期鳴門市地域福祉計画」と連携・整合することを基本として、これまでの課題と成果を踏まえたうえで、新たに生じた福祉課題について、地域の方々と共有しながら地域住民が主体となって、行政・ボランティア・NPO法人・社会福祉法人及び企業等と相互に協力しながら地域の福祉課題を解決していく活動計画（アクション・プラン）として策定し、実践していくこととします。

４ 計画の位置づけと計画期間

（１）鳴門市地域福祉計画との連携

鳴門市が社会福祉法第１０７条に基づき、令和５年３月に策定した「第２期鳴門市地域福祉計画」は、地域福祉推進のあり方や、施策・支援体制を講じるための行政計画です。

鳴門市社会福祉協議会が策定する「第２期鳴門市地域福祉活動計画」は「第２期鳴門市地域福祉計画」と同じ考え方を基本とし、連携・協働しながら民間の立場から地域福祉活動を推進するために策定する計画です。



(2) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5か年計画とし、鳴門市が策定する地域福祉計画をはじめとする各行政計画との整合性を図りながら、時代のニーズに合うよう、計画期間内でも必要に応じて見直しを行うものとしします。